棚倉町自主防災組織補助金交付要綱

（目的）

第１条　町は、自主防災組織を結成・育成し、災害による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織に対し、棚倉町補助金等の交付等に関する規則（昭和５７年棚倉町規則第６号）及びこの要綱の定めるところにより、棚倉町自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において「自主防災組織」とは、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、被害を防止し、若しくは軽減予防するため、住民が連帯協同して、地域の実情に応じ自主的に設置運営する次に掲げる要件を備えた組織で町長が適当と認めたものをいう。

(1)　行政区や自治会等を単位とした住民により、自主的に結成されたもので　あること。

(2)　自主防災組織結成届により町長に届出をしていること。

(3)　年１回以上防災訓練等を実施していること。

（組織）

第３条　町は、自主防災組織に、概ね[別表第１](file:///G%3A%5C%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E9%96%A2%E4%BF%82%5C%E5%88%A5%E8%A1%A8%EF%BC%91%E3%80%80%E6%A3%9A%E5%80%89%E7%94%BA%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E5%9B%B3%E4%BE%8B.xlsx)に定める組織となるよう指導するものとする。この場合において、組織の規模は、行政区や自治会等地域の実情に応じた単位とする。

（消防団員の役割）

第４条　消防団員は、自主防災組織の訓練指導及び育成にあたるものとするが、有事の際には消防団長の指揮の下、消防団活動に従事するものとする。

（結成の届出）

第５条　自主防災組織の代表者は、自主防災組織を結成した時には、自主防災組織結成届出書（[第１号様式](file:///G%3A%5C%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E9%96%A2%E4%BF%82%5C%E7%AC%AC%EF%BC%91%E5%8F%B7%E6%A7%98%E5%BC%8F%E3%80%80%E6%A3%9A%E5%80%89%E7%94%BA%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E7%B5%90%E6%88%90%E5%B1%8A%E5%87%BA%E6%9B%B8.docx)）に、次の各号に掲げる書類を添付し、町長に届け出なければならない。

(1)　自主防災組織規約

(2)　役員名簿

(3)　組織図・活動内容

(4)　会員名簿（世帯数が確認できる書類）

（補助金の額）

第６条　補助金は、自主防災組織に対して、次に掲げる経費について予算の範囲内で交付する。

(1)　自主防災組織結成届出時に[別表第２](file:///G%3A%5C%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E9%96%A2%E4%BF%82%5C%E5%88%A5%E8%A1%A8%EF%BC%92%E3%83%BB%EF%BC%93%E3%80%80%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E9%A1%8D%E8%A1%A8.xlsx)に定める額を交付する。

(2)　適切な防災事業１回に対し、[別表第３](file:///G%3A%5C%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E9%96%A2%E4%BF%82%5C%E5%88%A5%E8%A1%A8%EF%BC%92%E3%83%BB%EF%BC%93%E3%80%80%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E9%A1%8D%E8%A1%A8.xlsx)に定める額を交付する。

(3)　[別表第４](file:///G%3A%5C%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E9%96%A2%E4%BF%82%5C%E5%88%A5%E8%A1%A8%EF%BC%94%E3%80%80%E9%98%B2%E7%81%BD%E8%B3%87%E6%A9%9F%E6%9D%90%E4%B8%80%E8%A6%A7.xlsx)に定める防災資機材の購入に対し、経費の３分の２以内について年間１０万円を限度に交付する。

(4) 防災倉庫の購入に対し、経費の３分の２以内について１０万円を限度に交付する。

（補助金の交付申請及び決定通知）

第７条　前条の補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、自主防災組織補助金交付申請書（[第２号様式](file:///G%3A%5C%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E9%96%A2%E4%BF%82%5C%E7%AC%AC%EF%BC%92%E5%8F%B7%E6%A7%98%E5%BC%8F%E3%80%80%E6%A3%9A%E5%80%89%E7%94%BA%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E4%BA%A4%E4%BB%98%E7%94%B3%E8%AB%8B%E6%9B%B8.docx))に、それぞれ必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の交付を決定するものとする。

３　前項の規定により、補助金の交付を決定したときは、自主防災組織補助金交付決定通知書（[第３号様式](file:///G%3A%5C%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E9%96%A2%E4%BF%82%5C%E7%AC%AC%EF%BC%93%E5%8F%B7%E6%A7%98%E5%BC%8F%E3%80%80%E6%A3%9A%E5%80%89%E7%94%BA%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E4%BA%A4%E4%BB%98%E6%B1%BA%E5%AE%9A%E9%80%9A%E7%9F%A5.docx)）を申請者に通知するものとする。

４　前条第１号の場合において、自主防災組織結成届出が提出されているときは、本条を適用しない。

（完了報告及び補助金の請求）

第８条　申請者は、事業が完了した場合には、すみやかに自主防災組織事業完了報告書（[第４号様式](file:///G%3A%5C%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E9%96%A2%E4%BF%82%5C%E7%AC%AC%EF%BC%94%E5%8F%B7%E6%A7%98%E5%BC%8F%E3%80%80%E6%A3%9A%E5%80%89%E7%94%BA%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%AE%8C%E4%BA%86%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.docx)）及び自主防災組織補助金交付請求書（[第５号様式](file:///G%3A%5C%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E9%96%A2%E4%BF%82%5C%E7%AC%AC%EF%BC%95%E5%8F%B7%E6%A7%98%E5%BC%8F%E3%80%80%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E4%BA%A4%E4%BB%98%E8%AB%8B%E6%B1%82%E6%9B%B8.docx)）に必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、第６条第１号の場合においては、自主防災組織結成届出時に合わせて請求書（[第５号様式](file:///G%3A%5C%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E9%96%A2%E4%BF%82%5C%E7%AC%AC%EF%BC%95%E5%8F%B7%E6%A7%98%E5%BC%8F%E3%80%80%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E4%BA%A4%E4%BB%98%E8%AB%8B%E6%B1%82%E6%9B%B8.docx)）を提出するものとする。

（補助金の確定）

第９条　町長は、前条に掲げる書類の提出があったときは、当該報告に係る書類を審査し、補助金の交付内容に適合すると認めたときは、自主防災組織補助金確定通知書（[第６号様式](file:///G%3A%5C%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E9%96%A2%E4%BF%82%5C%E7%AC%AC%EF%BC%96%E5%8F%B7%E6%A7%98%E5%BC%8F%E3%80%80%E6%A3%9A%E5%80%89%E7%94%BA%E8%87%AA%E4%B8%BB%E9%98%B2%E7%81%BD%E7%B5%84%E7%B9%94%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E7%A2%BA%E5%AE%9A%E9%80%9A%E7%9F%A5%E6%9B%B8.docx)）により、申請者に通知し、すみやかに補助金を交付するものとする。

（交付決定等の取消等）

第１０条　偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた自主防災組織又は補助金の交付を受けた自主防災組織があるときは、町長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（防災資機材の保管）

第１１条　防災資機材を購入した自主防災組織は、当該防災資機材に「自主防災資機材」である旨明示し、消防団資機材とは別に保管し、適正な維持管理に努めなければならない。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。